

締約国に関する情報 S G	シンガポール 一般情報	附属書 B 1 S G
国内官庁の名称	Intellectual Property Office of Singapore (シンガポール知的所有権庁)	
所在地及び郵便のあて名	1 Paya Lebar Link #11-03, PLQ 1, Paya Lebar Quarter, Singapore 408533	
電話番号 電子メール	(65) 63 39 86 16 ipos_enquiry@ipos.gov.sg (一般問合せ) pct@ipos.gov.sg (RO/SG, ISA/SG, IPEA/SG に行われた特定のPCT出願に関する問合せ)	
インターネット	www.ipos.gov.sg	
PCT規則92.4の規定により書類を受理 する方法	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した 場合に亡失又は遅延があったとき書類を 発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
シンガポールの国民及び居住者のための 管轄受理官庁 国内法令 <sup>1</sup> はWIPO国際事務局への 国際出願を制限するか？	出願人の選択により、シンガポール知的所有権庁 又はWIPO国際事務局（附属書C参照） 次の場合、出願は制限される： 居住者による出願 <sup>2</sup>	
シンガポールが指定（又は選択）されて いる場合の管轄指定（又は選択）官庁	シンガポール知的所有権庁（国内段階参照）	
シンガポールを選択できるか？	できる（PCT第II章に拘束）	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許	
国際型調査に関するシンガポールの規定	なし	

[次頁に続く]

1 特許法第34条。

2 外国出願を行うことについて登録官から書面による許可を既に得ている場合、又は同一発明に関する出願が国内官庁に行われており、登録官が当該発明の公開又は公表を禁止する指令を与えることなく2箇月以上経過した場合を除く。

S G	シンガポール (続き)	S G
国際公開に基づく仮保護	W I P O国際事務局が英語で行う国際出願の公開は、仮に出願又はその翻訳文の公開日に特許が登録になっていたならば、法廷で又は登録官に対して特許権侵害に該当する行為に関して提訴手続を行った場合と一般的に同じ権利が出願人に与えられる。提訴は特許付与後においてのみ可能である。特許法第XVII部参照。	
シンガポールが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
シンガポールが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載することができる。又はPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了から2箇月以内 <sup>3</sup> に提出しなければならない。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あり (附属書L参照)	

<sup>3</sup> 2007年4月1日以降に国際出願が行われ、PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了前に出願人が明示の請求を行い (すなわちPCT第23条(2)又は第40条(2)に基づく明示の請求を行い) 国内段階に移行した場合、発明者の氏名及びあて名は、次のいずれか遅く満了する期間内に提示する (必要な場合)。(a) 優先日から16箇月、又は優先日がなければ国際出願日から16箇月。(b) 国内段階移行の日から2箇月。